

○	国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）	1
○	国会等の移転に関する法律（平成四年法律第九十九号）（抄）	2
○	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）（抄）	2
○	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第四百四十五号）（抄）	2
○	国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）（抄）	3
○	多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）（抄）	3
○	国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）	4
○	食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第二百八十九号）（抄）	12
○	国土審議会令（平成十二年政令第二百九十八号）（抄）	13
○	水産政策審議会令（平成十三年政令第二百三十号）（抄）	14

国土交通省組織令の一部を改正する政令案 参照条文

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（内部部局）

第七条（略）

2・3（略）

4 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6～8（略）

（官房及び局の所掌に属しない事務をつかさどる職等）

第二十条 各省には、特に必要がある場合においては、官房及び局の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で局長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。

2～4（略）

（内部部局の職）

第二十一条（略）

2・3（略）

4 官房、局若しくは部（実施庁に置かれる官房及び部を除く。）又は委員会の事務局には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。官房又は部を置かない庁（実施庁を除く。）にこれらの職に相当する職を置くときも、同様とする。

5（略）

○ 国会等の移転に関する法律（平成四年法律第九号）（抄）

（国の責務）

第一条 国は、国会並びにその活動に関連する行政に関する機能及び司法に関する機能のうち中枢的なもの（以下「国会等」という。）の東京圏以外の地域への移転（以下「国会等の移転」という。）の具体化に向けて積極的な検討を行う責務を有する。

○ 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十二年法律第九十八号）（抄）

（処分管理計画）

第十八条の二 施行者は、国土交通省令で定めるところにより、造成敷地等の処分及び管理に関する計画（以下「処分管理計画」という。）を定めなければならない。

2～5 （略）

○ 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第四百四十五号）（抄）

（処分管理計画）

第二十五条 施行者は、国土交通省令で定めるところにより、造成敷地等の処分及び管理に関する計画（以下「処分管理計画」という。）を定めなければならない。

2～5 （略）

○ 国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）（抄）

（広域地方計画）

第九条（略）

2 前項の国土形成計画（以下「広域地方計画」という。）には、全国計画を基本として、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該広域地方計画区域における国土の形成に関する方針

二 当該広域地方計画区域における国土の形成に関する目標

三 当該広域地方計画区域における前号の目標を達成するために一の都府県の区域を超える広域の見地から必要と認められる主要な施策（当該広域地方計画区域における総合的な国土の形成を推進するため特に必要があると認められる当該広域地方計画区域外にわたるものを含む。）に関する事項

3 5（略）

○ 多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）（抄）

（振興拠点地域基本構想の作成）

第七条 都道府県は、当該都道府県内の特定の地域について、当該地域の特性に即した産業、文化、学術、研究、交流等に関する特色ある機能を集積させるための事業の総合的かつ計画的な実施を促進することにより、当該地域をその周辺の相当程度広範囲の地域の振興の拠点として開発整備するため、当該開発整備に関する基本的な構想（以下「振興拠点地域基本構想」という。）を作成し、主務大臣に協議し、その同意を求めることができる。

2 5（略）

（促進協議会）

第十二条 同意基本構想に係る第七条第一項に規定する開発整備の内容が著しく広範にわたる等の場合において、主務大臣、関係行政機関の長及び当該同意基本構想を作成した都道府県の知事（以下この条において「主務大臣等」という。）が必要があると認めるときは、同意基本構想ごとに、当該開発整備の促進に関し必要な協議を行うための協議会（以下「促進協議会」という。）を組織することができる。

2 5（略）

○ 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）

目次

第一章 本省

第一節（略）

第二節 内部部局等

第一款・第二款（略）

第三款 課の設置等

第一目〜第三目（略）

第四目 不動産・建設経済局（第七十条―第八十一条）

第五目 都市局（第八十二条―第九十条の二）

第六目〜第十五目（略）

第三節〜第五節（略）

第二章（略）

附則

（国土政策局の所掌事務）

第五条 国土政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜七（略）

八 国土調査に関すること（不動産・建設経済局の所掌に属するものを除く。）。

九 国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を図る観点からの、大都市の機能の改善に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に
関すること（不動産・建設経済局及び政策統括官の所掌に属するものを除く。）。

十 首都圏の既成市街地及び近畿圏の既成都市区域への産業及び人口の過度の集中の防止並びに首都圏及び近畿圏の近郊緑地保全区域における
近郊緑地の保全に関すること（都市局の所掌に属するものを除く。）。

十一 国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を図る観点からの、地方の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する
こと。

十二 豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項に規定する豪雪地帯をいう。以下同じ。）の雪害の防
除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

十三 小笠原総合事務所の機構及び定員並びに運営に要する経費に関する関係行政機関との連絡調整に関すること。

十四 小笠原総合事務所の事務の運営の指導及び改善に関すること。

(不動産・建設経済局の所掌事務)

第六条 不動産・建設経済局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜十三 (略)

十四 地籍調査その他の地籍整備に関する事

十五〜二十一 (略)

(都市局の所掌事務)

第七条 都市局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 大都市の機能の改善に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事(国土政策局及び不動産・建設経済局並びに政策統括官の所掌に属するものを除く。)

二 防災のための住居の集団的移転を促進する事業の援助及び助成に関する事

三 都市計画及び都市計画事業に関する事

四 景観法(平成十六年法律第百十号)の規定による良好な景観の形成に関する事(他局の所掌に属するものを除く。)

五 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号)の規定による宅地の造成等の規制に関する事

六 宅地の耐震化(地震時における地盤の滑動、崩落又は液状化による被害の防止を図るために行う宅地の改良をいう。第八十五条第六号において同じ。)の推進に関する事

七 土地区画整理事業に関する事(独立行政法人都市再生機構の行う業務に関する事及び水管理・国土保全局の所掌に属するものを除く。)

八 民間都市開発事業に関する事(港湾局の所掌に属するものを除く。)

九 前二号に掲げるもののほか、市街地再開発事業、流通業務団地造成事業その他市街地の整備改善に関する事(防災街区整備事業及び独立行政法人都市再生機構の行う業務に関する事並びに住宅局及び港湾局の所掌に属するものを除く。)

十 防災街区整備事業(都市計画において定められた防災都市施設(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第百四十九号)第三十条に規定する防災都市施設をいう。以下同じ。)の整備を伴うものに限る。)の助成及び監督に関する事

十一 独立行政法人都市再生機構の行う業務のうち、次に掲げるものに関する事

イ 建築物の敷地の整備(賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のもので重要な公共施設の整備を伴うものに限る。)並びに整備した敷地の管理及び譲渡に係る業務

ロ 市街地再開発事業(賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のもので都市計画において定められた重要な公共施設の整備を伴うものに限る。)に係る業務

ハ 防災街区整備事業(賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のもので都市計画において定められた防災都市施設の整備を伴うものに限る。)

）に係る業務

ニ 土地区画整理事業（宅地の造成又は賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のものに限る。）に係る業務

ホ 流通業務団地造成事業（宅地の造成と併せて行うもの以外のものに限る。）に係る業務

十二 新住宅市街地開発事業に関する事

十三 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第二条第五項に規定する工業団地造成事業及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第二条第四項に規定する工業団地造成事業に関する事

十四 新都市基盤整備事業に関する事

十五 駐車場に関する事（道路局及び物流・自動車局の所掌に属するものを除く。）

十六 都市開発資金の貸付けに関する法律の規定による資金の貸付け（以下「都市開発資金の貸付け」という。）に関する事（不動産・建設

経済局及び住宅局の所掌に属するものを除く。）

十七 都市公園その他の公共空地及び保勝地の整備及び管理（皇居外苑、新宿御苑及び京都御苑にあつては、これらの整備に限る。）に関する

事

十八 都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する事

十九 市民農園の整備の促進に関する事

二十 屋外広告物に関する事

二十一 古都（明日香村を含む。）における歴史的風土の保存に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事

二十二 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号。第三十条を除く。）の施行に関する事

（政策統括官の職務）

第十七条 政策統括官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一～三 （略）

四 国会等の移転（国会等の移転に関する法律（平成四年法律第九号）第一条に規定する国会等の移転をいう。第六十四条第四号において同

じ。）に係る総合的な政策の企画及び立案に関する調整に関する事

五 国土交通省の所掌事務に関する政策の評価に関する事

（参事官及び技術参事官）

第二十一条 大臣官房に、参事官二十三人及び技術参事官一人を置く。

2・3 （略）

（国土政策局に置く課等）

第六十二条 国土政策局に、次の五課並びに計画官一人及び特別地域振興官一人を置く。

総務課

総合計画課

広域地方政策課

地方振興課

離島振興課

(総務課の所掌事務)

第六十三条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進にすること(総合計画課及び広域地方政策課並びに計画官の所掌に属するものを除く。)

三(五 (略))

(総合計画課の所掌事務)

第六十四条 総合計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土利用計画及び国土形成計画の企画及び立案並びに推進にすること(広域地方政策課及び計画官の所掌に属するものを除く。)

二 (略)

三 国土調査に関すること(不動産・建設経済局の所掌に属するものを除く。)

四 国会等の移転に係る総合的な政策の企画及び立案に関すること(政策統括官の所掌に属するものを除く。)

五 多極分散型国土形成促進法(昭和六十三年法律第八十三号)の規定による国の行政機関等の東京都区部からの移転等に関すること。

(広域地方政策課の所掌事務)

第六十五条 広域地方政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 首都圏その他の各大都市圏及び東北地方その他の各地方のそれぞれについて定める広域地方計画(国土形成計画法(昭和二十五年法律第二百五号)第九条第二項に規定する広域地方計画をいう。)の企画及び立案並びに推進にすること。

二 国土計画その他の国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な計画の企画及び立案並びに推進に資する関係行政機関の調査、事業その他の事務に関する調整にすること。

三 首都圏その他の各大都市圏及び東北地方その他の各地方のそれぞれの整備及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

四 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第十八条の二第一項に規定する処分管理計画及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第二十五条第一項に規定する処分管理計画に関すること。

五 総合的かつ計画的に実施すべき特定の地域の整備及び開発のための大規模事業（北海道の区域内において行われるものを除く。）に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

六 第五条第六号に規定する事業に関する関係行政機関の経費の見積りの方針及び配分計画の調整に関すること。

七 株式会社日本政策投資銀行が株式会社日本政策投資銀行法附則第十五条第一項の規定により同項の規定による解散前の日本政策投資銀行から承継する資産のうち株式会社日本政策投資銀行法施行令附則第五条に規定する資産に該当するものの管理に関すること（北海道局の所掌に属するものを除く。）。

八 国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を図る観点からの、大都市の機能の改善に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（不動産・建設経済局及び政策統括官並びに総合計画課の所掌に属するものを除く。）。

九 首都圏の既成市街地及び近畿圏の既成都市区域への産業及び人口の過度の集中の防止並びに首都圏及び近畿圏の近郊緑地保全区域における近郊緑地の保全に関すること（都市局の所掌に属するものを除く。）。

十 多極分散型国土形成促進法の施行に関すること（総合計画課の所掌に属するものを除く。）。

十一 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）の施行に関すること（都市局及び港湾局の所掌に属するものを除く。）。

（地方振興課の所掌事務）

第六十六条 地方振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を図る観点からの、地方の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（離島振興課及び特別地域振興官の所掌に属するものを除く。）。

二 （略）

（不動産・建設経済局に置く課等）

第七十条 不動産・建設経済局に、次の十課及び参事官一人を置く。

総務課

国際市場課

情報活用推進課

土地政策課

地価調査課

地籍整備課

不動産業課

不動産市場整備課

建設業課

建設市場整備課

(総務課の所掌事務)

第七十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 不動産・建設経済局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること(国際市場課及び情報活用推進課の所掌に属するものを除く。)

三(略)

(国際市場課の所掌事務)

第七十二条 国際市場課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一(略)

二 建設業者及び建設コンサルタント(第八十条において「建設業者等」という。)の労働力の調達(外国人に係るものに限る。)に関する企画及び立案並びに指導に関すること。

(情報活用推進課の所掌事務)

第七十三条 情報活用推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 不動産・建設経済局の所掌事務に関する情報通信技術の活用に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

二 土地に関する総合的かつ基本的な政策(地理空間情報の活用の推進に係るものに限る。)の企画及び立案並びに推進に関すること(政策統括官の所掌に属するものを除く。)

三 土地に関する総合的かつ基本的な政策の基礎となる事項の調査及び研究に関すること。

四 (略)

(地籍整備課の所掌事務)

第七十六条 地籍整備課は、地籍調査その他の地籍整備に関する事務をつかさどる。

(不動産業課の所掌事務)

第七十七条 不動産業課は、不動産業の発達、改善及び調整並びに不動産取引の円滑化及び適正化に関する事務（他課及び参事官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（不動産市場整備課の所掌事務）

第七十八条 不動産市場整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 不動産市場の整備に関すること。
- 二 不動産市場に関する情報の収集、分析及び提供に関すること（地価調査課の所掌に属するものを除く。）。

（建設業課の所掌事務）

第七十九条 建設業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 建設業（浄化槽工事業を含む。）の発達、改善及び調整に関すること（大臣官房並びに国際市場課及び建設市場整備課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 建設工事の請負契約の適正化に関すること（建設市場整備課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第三条第一項に規定する基本方針に係る事務の取りまとめに関すること。
- 四 公共工事の前払金保証事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 五 社会資本整備審議会産業分科会の庶務に関すること。

（建設市場整備課の所掌事務）

第八十条 建設市場整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 建設業者等の経営の方法の改善及び技術の向上のための方策（建設業者に係るものにあつては、専ら専門工事業者（主として土木一式工事又は建築一式工事を請け負う建設業者以外の建設業者をいう。）に係るものに限る。）に関する企画及び立案並びに指導に関すること。
- 二 建設工事の下請契約（発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が注文者となるものを除く。）の適正化に関すること。
- 三 建設業者等の労働力及び資材の調達に関する企画及び立案並びに指導に関すること（国際市場課の所掌に属するものを除く。）。
- 四 建設コンサルタントの共同の請負又は受託の方式の改善のための方策に関する企画及び立案並びに指導に関すること。
- 五 建設業者等が行う業務に必要な資金のあっせんに関すること。
- 六 建設業者等の組織する中小企業等協同組合、協業組合及び商工組合に関すること。
- 七 測量業の発達、改善及び調整に関すること（国際市場課の所掌に属するものを除く。）。
- 八 直轄事業における労働力及び資材の調達の円滑化に関する調整及び指導に関すること。
- 九 直轄事業の積算基準（労働力の調達に係る積算基準に限る。）に関すること。

(参事官の職務)

第八十一条 参事官は、不動産の管理に関する事業の発達、改善及び調整に関する事務をつかさどり、又は命を受けて不動産・建設経済局の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。

(都市局に置く課等)

第八十二条 都市局に、次の八課及び参事官一人を置く。

総務課

国際・デジタル政策課

都市安全課

まちづくり推進課

都市計画課

市街地整備課

街路交通施設課

公園緑地・景観課

(総務課の所掌事務)

第八十三条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 都市局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 都市局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること(国際・デジタル政策課及び都市安全課の所掌に属するものを除く)。

三 社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会の庶務に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、都市局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(まちづくり推進課の所掌事務)

第八十六条 まちづくり推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 (略)

四 大都市の機能の改善に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること(国土政策局及び不動産・建設経済局並びに政策統括官の所掌に属するものを除く)。

五 十二 (略)

(政策評価官)

第百九十条 (略)

2 政策評価官は、政策統括官のつかさどる職務(第十七条第五号に掲げるものに限る。)を助ける。

附則

(都市局の所掌事務についての読替え)

第四条 都市局の所掌事務については、当分の間、第七条第十二号中「関すること」とあるのは、「関すること(独立行政法人都市再生機構の行う業務に関するものを除く。)」とする。

(国土政策局地方振興課の所掌事務の特例)

第八条 国土政策局地方振興課は、第六十六条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表下欄に掲げる事務をつかさどる。

期	限	事	務
令和七年三月三十一日		振興山村の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。	
令和九年三月三十一日		半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。	
令和十三年三月三十一日		特殊土壌地帯の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。	
		過疎地域の持続的発展に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。	

(都市局参事官の設置期間の特例)

第十一条 第八十二条の参事官は、令和十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

○ 食料・農業・農村政策審議会令(平成十二年政令第二百八十九号)(抄)

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、農林水産省大臣官房政策課において国土交通省国土政策局地方振興課の協力を得て処理する。

○ 国土審議会令（平成十二年政令第二百九十八号）（抄）

（庶務）

第六条 審議会の庶務は、国土交通省国土政策局総務課において総括し、及び処理する。ただし、次の表の上欄に掲げる分科会に係るものについては、それぞれ同表の下欄に掲げる課において処理する。

分科会	課
土地政策分科会	国土交通省不動産・建設経済局土地政策課
北海道開発分科会	国土交通省北海道局総務課
水資源開発分科会	国土交通省水管理・国土保全局水資源部水資源政策課
豪雪地帯対策分科会	国土交通省国土政策局地方振興課

附則

（分科会の特例）

第二条 審議会に、第二条第一項の表の上欄に掲げる分科会のほか、次の表の期限の欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の分科会の欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の法律の規定の欄に掲げる法律の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することとし、これらの分科会の庶務は、それぞれ同表の課の欄に掲げる課において処理する。この場合において、同条第二項中「前項の表の上欄」とあるのは、「前項の表の上欄及び附則第二条第一項の表の分科会の欄」とする。

期限	分科会	法律の規定	課
令和七年三月三十一日	山村振興対策分科会	山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項及び第二十二條	国土交通省国土政策局地方振興課
令和九年三月三十一日	特殊土壌地帯対策分科会	特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項、第三条第一項及び第五条	国土交通省国土政策局地方振興課
令和十五年三月三十一日	離島振興対策分科会	離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項、第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第二十一条	国土交通省国土政策局離島振興課

2・3
（略）

○ 水産政策審議会令（平成十三年政令第二百三十号）（抄）

（庶務）

第九条 審議会の庶務は、水産庁漁政部漁政課において国土交通省国土政策局地方振興課の協力を得て処理する。